

○國學院大學公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する細則

平成27年10月14日

改正 令和元年8月1日

第1条 この細則は、國學院大學公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する規程（以下「規程」という。）第32条に基づき、公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2条 不正防止計画推進本部（以下「推進本部」という。）は、モニタリングを含む本学の事例や他機関のインシデントに基づいて、不正を発生させる要因を体系的に評価し、不正防止計画を策定する。

2 推進本部は、前年度までの公的研究費の管理及び執行のモニタリング並びに適正な研究活動の確保のために講じた措置等を踏まえて、一年ごとに、不正防止計画の見直しを行うものとする。

3 推進本部は、モニタリングを実施するに当たり、手順書を作成しなければならない。

第3条 公的研究費監査委員会（以下「監査委員会」という。）は、リスクアプローチに基づいた監査の計画を策定する。

2 監査委員会は、前年度までの公的研究費の管理及び執行の監査を踏まえて、一年ごとに、監査の計画の見直しを行うものとする。

3 監査委員会は、第2条第3項の手順書について、リスクアプローチに基づいた監査の質の向上を図るために必要と考えるときには、推進本部に、意見を述べることができる。

4 監査委員会は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣策定・平成26年2月18日文科科学大臣改正）の第3節(1)「実施上の留意点」①に掲げられているリスクを踏まえ、本学の実態に即した不正発生の要因を分析しなければならない。

5 監査委員会は、監査の結果を内部監査室に報告しなければならない。

第4条 調査委員会は、本調査終了前であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定の判断を行い、最高管理責任者に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の報告があったときは、速やかに配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係

る資料の提出又は閲覧若しくは現地調査に応じるものとする。

第5条 特殊な役務に関する検収については、専門的見地から検収可能な当該部署の確認又は立会いのもと実施するものとする。

2 特殊な役務に関する検収の対象及び手続については、別に定める。

第6条 規程第18条第1項のチェックシートの様式は、別表第1のとおりとする。

2 規程第18条第2項の誓約書の様式は、別表第2のとおりとする。

3 規程第21条第2項の誓約書の様式は、別表第3のとおりとする。

第7条 この細則の改正は、推進本部と監査委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、令和元年8月1日より施行する。

別表 略